

平成 30 年 第 4 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 4 月 5 日 (木) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 37 分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員 (34 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	3 番 川崎勝巳 委員
4 番 津田 保 委員	6 番 木室徳好 委員	7 番 吉原春樹 委員
8 番 赤坂隆義 委員	9 番 中村勝郎 委員	10 番 野田弘之 委員
11 番 宮崎裕二 委員	12 番 岩石 学 委員	13 番 井崎陽子 委員
15 番 香月幸雄 委員	16 番 香月伸幸 委員	17 番 吉岡保則 委員
18 番 森口弘実 委員	19 番 川崎敏樹 委員	20 番 小柳真佐美 委員
21 番 森 邦之 委員	22 番 石田義明 委員	23 番 小野愛子 委員
24 番 山口八州男 委員	25 番 田口千津子 委員	26 番 片渕秋正 委員
27 番 松尾利助 委員	28 番 光武直広 委員	29 番 溝上博信 委員
30 番 永石恒弘 委員	32 番 南條喜代己 委員	33 番 中村康則 委員
34 番 溝口修一郎 委員	35 番 木下善明 委員	36 番 中村秋男 委員
37 番 川崎 薫 委員		
4. 欠席委員 (3 人)

5 番 井上保博 委員	14 番 池上勝文 委員	31 番 岩永廣康 委員
-------------	--------------	--------------
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 (1) 農業委員会職員の人事異動の発令について
 - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (4) 非農地証明願いについて
 - (5) 平成 30 年白石町農用地利用集積計画 (4 号) の承認決定について
 - (6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
 - (7) 農業委員会促進事務等活動計画(案)の承認について

報告事項

- (1) 合意解約の報告
- (2) 形状変更届出について

業務連絡事項

- (1) 第 5 回農業委員会総会の日時及び場所
- (2) 農地パトロールの結果報告について
- (3) その他
 - ・農業委員会だよりについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	白武ゆかり		淵上悦子		

7. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、平成 30 年 4 月第 4 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

今回の人事異動で農業委員会事務局に配属になりました久原でございます。

なお、職員の人事異動につきましては、議案のほうで紹介させていただきます。

会長 皆さん、おはようございます。先ほど言われましたように、新年度に先立って人事の異動が発令をされております。農業委員会も 3 名の方が出向され、それに代わって 3 名の方が来ていただきました。このことについては、夕方からの歓送迎会で話をすると思いますが、全員の方の出席をお願いします。

本日は第 4 回農業委員会総会ということで、ご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議をしていただきますよう最後までよろしく願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、5 番井上保博委員、14 番池上勝文委員、31 番岩永廣康委員の 3 名の方から欠席の連絡をいただいております。

本日の出席委員は 37 名中 34 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、17 番吉岡保則 委員、18 番森口弘美 委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 67 号 =

議長 初めに、1.「農業委員会職員の人事異動の発令について」を議題といたします。議案番号第 67 号について事務局に説明を求めます。

事務局 事務局職員人事異動について説明

(辞令交付)

(職員自己紹介)

事務局長 これで、議案番号第 67 号農業委員会職員の人事異動の発令については終了いたします。

＝議案番号第 68 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 68 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 68 号。権利の種類は賃貸借権設定。

申請農地は、大字遠江字御大典搦〇〇番、田の 4,251 m²です。

貸付人は、白石町大字遠江〇〇番地、親である〇〇さんです。借受人は、佐賀市鍋島町大字八戸〇〇番地、子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 9,675 m²です。稼働力は男 1 名です。

申請の事由は、親から子への賃貸借でございます。子に対し貸借権の設定をするものです。期間は平成 30 年 4 月 5 日から平成 35 年 4 月 4 日の 5 年間です。

借受人は認定新規就農者として就農をされております。今回、親の農地を借りられるもので、全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑等ありましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。これは、親子関係と思いますが、基本的には同居をしていなければいけないと思う。書類上だけのこととは思いますが、そういう形でもいいのでしょうか。

〇番 〇番の〇〇です。自分で耕作をされています。

〇番 それならいいですけど。

〇番 同居はまだされていませんけど。

〇番 県内ならいいとか何かそういうのがあるのですか。

事務局 距離とか特段決めていません。こちらまで営農に来れるかどうかですので、それは本人が来て営農をされるのであればいいと思います。

〇番 福岡県からでもいいわけですね。

事務局 交通手段があつて時間かけて来ますと、はっきりした説明があれば、それを理由に拒否することはできないと思います。

○番 国からそういう決まりもあってないですか。指示もないですか。

事務局長 このなかで、通作距離の部分のことをおっしゃっているのかと思うのですが、どこからでもということが、果たして距離的に何kmなのかというのがなかなか決めがたいところがあると思います。ただこのケースで佐賀市鍋島町八戸というところから耕作をされる遠江については、もちろん、自動車での通作の方法だと思えますが、決しておかしくない距離だと思います。

○番 それがいけないとは言っていない。そういう基準は決まってないですか。国の方針もあってないですか。

事務局 その基準は確認しておりません。

事務局長 申し訳ございません。この件につきましても全体的にどういうことなのかということにつきましては、一旦受けさせていただきまして改めて回答を差し上げたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

○番 いいとかではなくて、基準は出てないですかと言っているのです。出ていないなら出ていないと言ってください。

○番 ○番の〇〇です。私も今、新規就農者を1人うちで研修生ですが就農をさせています。本人に、町に行ってどういうふうな規定があるか聞いてきなさいと言いました。私にも杵藤農林事務所のほうから書類が来て、前の局長と農業振興課の担当にも書類が行っているはずだから、規定があると思います。それはちょっと勉強不足ではないですか。

事務局 確認不足です。こちらのほうは総会終了までには確認をしたいと思えます。

○番 お願いします。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第68号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 68 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 69 号＝

議長 続きまして、議案番号第 69 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 69 号。権利の種類は所有権移転、贈与。

申請農地は、大字坂田字二本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字坂田字三本柳〇〇番、田 5,263 ㎡、畑 1,053 ㎡、計の 6,316 ㎡です。

譲渡人は、白石町大字坂田〇〇番地、親である〇〇さんです。譲受人は、白石町大字坂田〇〇番地、子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 17,228 ㎡、畑 1,891 ㎡、計 19,119 ㎡です。

稼働力は男 1 名、女 2 名です。

申請の事由は、子に対する贈与で相続時精算課税制度を適用されています。譲受人である〇〇さんは兼業農家として 30 年間農業に従事されています。今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑等ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 69 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 69 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 70 号＝

議長 続きまして、議案番号第 70 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 70 号。権利の種類は所有権移転、贈与。

申請農地は、大字坂田字二本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字坂田字三本柳〇〇

番、田 5,965 m²、畑 265 m²、計 6,230 m²です。

譲渡人は、白石町大字坂田〇〇番地、親である〇〇さんです。譲受人は、白石町大字坂田〇〇番地、子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 17,228 m²、畑 1,891 m²、計 19,119 m²です。

稼働力は男 1 名、女 2 名です。

申請の事由は、子に対する贈与で相続時精算課税制度を適用されています。譲受人である〇〇さんは兼業農家として 30 年間農業に従事されています。今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これも先ほどと同一案件ですけれども、何かご質疑等ありましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。議案番号が 69 号と 70 号となっていますが、同一世帯ですよ。ね。原案の作り方が良く分からないので教えて下さい。

事務局 あくまでも契約者の名義が異なりますので、1 件 1 件の案件となります。

〇番 1 つ 1 つしていかなければならないのですね。わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 70 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 70 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 71 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。

す。議案番号第 71 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 71 号。権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地は、大字福富下分字弁財〇〇番、田 177 ㎡です。

貸付人は、白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さん。借受人は、同じく白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫及び進入路です。

転用の事由は、農業の規模拡大に伴い農機具等が増え、収納スペースが不足したため平成 8 年ごろに資材置き場として造成し、平成 23 年ごろにその箇所に農業用倉庫を増築した。また、その際に農機具の出し入れ等の利便性を高めるため進入路の造成を行ったというものです。始末書の提出があります。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 103.68 ㎡、進入路（農業用）110.00 ㎡、通路・その他 15.00 ㎡、宅地同時利用でございます。

位置及び影響等は、東側が農道・宅地、西側が田、南側が宅地、北側は田です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項は、農振除外が平成 29 年 12 月 8 日に決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設となっております。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は 1 ページから 3 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 27 日に借受人並びに事務局と現地確認を行いました。

申請人は、海苔養殖業を行いながら、現在、約 5.3ha の農地で、米、玉葱を中心に耕作されております。

今回の申請は、規模拡大に伴う農機具の増加ということで、農業用倉庫と進入路の建設ということですが、面積も過大でなく、周辺農地への影響もないことから問題無いと判断いたします。

無断で転用されておられることについては十分指導をしております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 71 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 71 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 72 号＝

議長 続きまして、議案番号第 72 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 72 号。権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地は、大字田野上字三本榎〇〇番、畑 101 m²です。

貸付人は、白石町大字田野上〇〇番地、〇〇さん。借受人は、大町町大字福母〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的は、分家住宅及び駐車場です。

転用の事由は、現在、大町町のアパートに住んでいるが子どもの成長に伴い手狭になると考えられ、妻の実家の敷地内に住むことで子育てのサポートをお願いし、将来的には親の介護をすることも考えているため申請地に分家住宅を建設したいとのことです。

事業または施設の概要は、分家住宅 76.10 m²、駐車場 30.00 m²、その他 34.90 m²、宅地が同時利用になっております。

位置及び影響等は、東側が畑、西側が宅地、南側が畑、北側は田です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項は、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日決定公告されています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は 4 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として3月26日に事務局と現地確認を行いました。

事務局から説明がありましたとおり、大町町に住む借受人は、今後の生活を考え、妻の実家の敷地内に居住するため、分家住宅及び駐車場等の整備を計画しております。周辺農地への影響もなく、また、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第72号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第72号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第73号＝

議長 続きまして、議案番号第73号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第73号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字戸ケ里字五本谷〇〇番、〇〇番、畑1465㎡です。

譲渡人は、福岡県久留米市国分町〇〇番地、〇〇さん。譲受人は、福岡県大牟田市大正町〇丁目〇番地、有限会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。

転用目的は、太陽光発電設備設置です。

転用の事由は、今後、営農をする予定がないため、太陽光発電設備を設置し土地を有効活用したいとのことです。

事業または施設の概要は、太陽光発電設備962.00㎡、通路・その他503.00㎡です。

位置及び影響等は、東側が水路、西側が田・宅地、南側が宅地、北側は水路です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項は、農振除外が平成10年10月23日決定公告されています。

農地区分は第2種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺のほかの土地に立地することが困難な場合は許可しうるものでございます。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は7ページから9ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。
地元農業委員として3月30日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請については、申請地である畑に太陽光発電設備の設置を行われるものであります。
申請地は農業公共投資の対象となっていない狭小な畑であり、立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接の宅地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。売買価格はいくらですか。

事務局長 10aあたり〇〇円です。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第73号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第73号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第74号＝

議長 続きまして、議案番号第74号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 74 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字戸ケ里字四本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 1,072 m²、畑 84 m²、計 1,156 m²です。

譲渡人は、埼玉県北足立郡伊奈町大字小室〇〇番地、〇〇さん。譲受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、医療法人 〇〇 理事長 〇〇さんです。

転用目的は、駐車場です。

転用の事由は、平成 23 年に国道拡張に伴う土地収用により削られた駐車場と白石町において実施されている委託事業への参加者分の駐車場を確保するため、当法人に近接している申請地に駐車場を設置したいとのことです。

なお、平成 8 年に前所有者により一部が庭として造成されていたとのことで、始末書を提出されています。

事業または施設の概要は、駐車場 1,918.99 m²、宅地同時利用でございます。

位置及び影響等は、東側が宅地・田、西側が田、南側が町道、北側は水路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項は、農振除外が平成 29 年 3 月 29 日決定公告されています。

〇〇番と〇〇番につきまして、農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道区域で、かつ概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するもので、許可基準の該当事項として許可しうるものでございます。

〇〇番については、農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。許可基準の該当事項としまして、周辺のほかの土地に立地することが困難な場合は許可しうるものでございます。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は 10 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いいたします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として 3 月 30 日に譲受人並びに事務局と現地確認を行いました。

今回の駐車場への転用申請は、〇〇病院における駐車場不足解消を目的とするものであります。

当病院は、以前より駐車場不足に苦慮されており、今回、近隣地を所有者である譲渡人との売買が成立し申請に至っています。

面積も最小限度の規模であり、周辺農地への影響もなく、また、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 74 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 74 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 75 号＝

議長 続きまして、4.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 75 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。

議案番号第 75 号。

願出農地は、大字田野上字三本榎〇〇番、畑 297 m²です。

願出者は、白石町大字田野上〇〇番地、〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因は、平成 3 年頃の圃場整備事業により宅地進入路が造成され、畑として換地された。今後も農地に戻して耕作することはなく宅地への進入路として利用したいということで、顛末書の提出がっております。

圃場整備の有無は、地区内となっております。

その他参考事項といたしまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告がされています。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元の農業委員として 3 月 26 日に、〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。

申請地は、現在、宅地進入路となっております。

平成 3 年頃に圃場整備事業により宅地進入路として造成され、畑として換地されていたとのことです。

今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することは止むを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。14 ページの地図を見ていたら、隣の○○さんのところも入り口がなかったのではないかと思って、これも一緒じゃないかなと思ったのでお聞きします。

事務局 こちらのほうも、現況は畑となっておりますので、今後、○○さんのほうに話をして宅地進入路であれば、今回と同じような申請をお願いしたいと思います。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 75 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 75 号は非農地として当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第 76 号＝

議長 続きまして、議案番号第 76 号、5.「平成 30 年白石町農用地利用集積計画(4号)の承認決定について」、議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 76 号、平成 30 年白石町農用地利用集積計画(4号)の承認決定について説明をさせていただきます。
はじめに所有権移転関係です。

整理番号の1番、買い手は北揚の〇〇さん。売り手は北揚の〇〇さん。土地の表示は、大字築切字明五搦〇〇番、〇〇番、田2筆で2,813㎡。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成30年4月6日、支払期限は平成30年4月27日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法はJA口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は146,678㎡になります。認定農業者です。

整理番号の2番、買い手は北揚の〇〇さん。売り手は八の割の〇〇さん。土地の表示は、大字築切字二本杉〇〇番、田1筆で965㎡。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成30年4月6日、支払期限は平成30年4月27日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法はJA口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は50,827㎡になります。認定農業者です。

次に、利用権設定関係でございます。

2ページから6ページにかけて69件、7ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が7件、あわせて76件の計画が提出されております。利用権の種類は賃借権が74件、使用賃借権が2件となっております。そのうち新規が52件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが34件、再設定は24件となっております。また農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定をされているものが39件です。今回の利用権の総面積は合わせますと449,873㎡となります。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが0件、個人によるものが69件、農地中間管理機構によるものが7件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は18件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、76件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員は整理番号4番と46番で発言を控えていただきます。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。賃貸借をするときに借り手さんと貸し手さんと距離があまりにも遠い場合、水利委員会とか水利関係が、どうしても当番制で回ってくるわけですね。その場合、私は遠いのでという人がいますが、それで終わらせる人がいるのです。他のところはどうか分かりませんが、干拓地内で賃貸するようになるべくしてくださいと。つまり有明干拓の場合は、水役さんがいないので、水利委員さんがしなくてはいけなくて、そこらへん他の地域は賃貸借に対して、どういうふうな考えをお持ちでしょうか。賃貸借をする場合、まず貸し手の両隣とか、そこから始まってそれから和が広がっていくような感じでだいたいやるのですが。極端に言えば、さっきの件ではないですが、いきなり佐賀から来たり、そうした場合に水利関係のことも理解してもらって、先ほど〇〇係長に私が言ったように、白石町はだんだん農業者が減ってきたから、新規就農を大事にしようという気持ちはわかるのですが、うちに杵藤農林事務所から頼まれて引き受けていますが、必ず白石町のほうから当地に住むように、

しかも耕作地に近いところを借りるなり、将来、そこから生産性をあげるようなやり方をやってくださいということも言われたので、この前の総会の時も、前の事務局長の〇〇さんもそのようなことをなるべくするようにしてもらえないでしょうかと言われていました。みなさんどういふふうにご考慮されているのでしょうか。遠くからでも意欲のある方は来てもらうのが本当ですが。要するに農業は国がいらないというような感じで言っていますが、そこは農業委員がしっかりとみんなで頑張るって政府にもものを言えるように、事務局の方、貸し借りのやり方を説明してもらえればと思います。

事務局 貸し借りの賃貸借につきましては、まず地主さんが相手を見つけて来られた状態で貸し借りの契約をしております。相手がないという場合は、地元の農業委員さんのご紹介で農業委員さんのほうから相手を探してもらったりしていると思います。相手が絶対地元とか一覧表を見ていただいたらわかりますように、地元から探していらっしゃるといふようなことではありません。

〇番 だから、農業をしているのだから、農業には必ず水がつきものですから。そこらへんのことを完全に理解してもらえないでしょうか。さっきの人は多分蓮根を作ろうと思っているのではないか。自分が親の田を作るのだから水も勝手にポンプがなくてもあげるといふのではなくて、簡単に言いますが水は排水路からあげればたくさんあるので、水路端だからいいといふのではないです。水はみんなの共有物です、そこらへんの意識がない人が来て、いきなりそういうことをしたらいけない。その人は、5反ほど蓮根を作ろうとしましたが、本人さんは農業をしたことがなく、ただ単に蓮根がいいからと人から聞いて、そんな人は今、若い人が多いわけですね。実際試してみても蓮根を少し掘って、あとは居酒屋に勤めたりしている。世話をしてもやってもこういう人はもどかすに返るなと思う。そこらへんを農業委員さんも相談を受けたら、今日、農業委員会で行われたからそこらへんを踏まえてしなければいけないと、このみなさんに事務局が言わなければならないと思う。だからさっきのようなことがあるのです。急にこっちに来て、アパートはそこらへんはあまりないから、自宅の近くに住んでくださいと、緊急事態が起きたときにすぐ来れるような距離です。私のところの預かっている人も、杵藤農林事務所のほうから書類が来て、それに将来的には住みなさいと明記をしております。事務局は調べて来ましたか。

事務局 先ほど、農林水産省の農地制度の件で調べて来ました。こちらのほうでは農地を作る方の世帯員の方が農地までの距離を鑑みて農地を効率的に利用できるということをご認められるかということですので、距離について規定はございませんでした。農地を効率的にということになりますので、こちらのほうに通作距離があっても、それを踏まえたうえできちんと農業経営ができるという距離であればよろしいということになっています。

○番　　だからそういうことを、ここは農業委員会でしょう。みなさん委員さんでしょう。そこらへんを事務局は引っ張っていかなければいけないのです。要するに、総会にかけたら、将来的には地元や耕作地に近いところに住んでくださいということのを改めて、通知や証拠に残るようなもので出さなければいけないのではないかなと思う。他の委員さんはどう思われますか。

○番　　○番の○○です。今、事務局が言われた親子関係は相続関係を言っているのですか。相続の時はそれでいい。住んでいるのは別でしょう。相続はどこに住んでいても出来るのでそれはいい。親からの貸借は限度があると思う。だから今、意見を言っているのと一緒です。白石町で農業委員会があるのだから、きちんと言わなければならない時期が来ているのではないかな。特に蓮根関係は色々あるから、それを言われているのです。

議長　　○○委員の言うように、この新観音の件は、これは親子で私は家に住んでいると思っていました。他人に貸す場合、貸した人は3年ぐらい保証をしてもらわないといけない。

○番　　そういうことです。1年目でほったらかしで、そういうことも2~3年したら出てきて、特に農地パトロールで私たちが行っても、今日○○さんは来ておられないけど、あの田もそうだったでしょう。自分の所有の田でもそうになっているところがある。

議長　　誰でも1回の契約について3年は保証人をつけなければいけない。

○番　　そうです。実際、田をほとんど掘らずにいて、まだ1町3反ほど人から借りて、その田が荒れていて、今はきれいになったから良かったのですが。そこらへんもありますから、特に今から蓮根を作る人が、そういう意識を持って、今は米を作ろうと思えばコンバインや色々揃えなければならないけど、蓮根だったらすぐできると思って、蓮根からもとの田に戻すのはすごく大変です。そこらへんを考えてないから、ほったらかされてもパトロールの時に、またこういうところが増えたといつも言わなければならない。

事務局長　白石町は今いろいろ農業塾であるとか、後継者の育成とかいろんな取り組みをやっておるところです。おっしゃる意味が、そのこういう貸借権の設定にしてもなんにしても、耕作者となる方の姿勢というかきちんとした形で将来を見据えた取り組みをやってほしいと思います。個別の事案を扱う際にも改めて私どもも、各地域の担当の農業委員さんとお話をさせていただく際も、この会議でご指摘いただいたということで改めて考えさせていただきたいと思います。答えにはなっていないかもしれませんが。

○番 だから、受付の時にそこらへんをきちんとしてもらって。前の農業委員の〇〇さんのときもありましたように、地元であっても農業委員さんを通さないで、私もその時言いましたが、農業委員の意味がないでしょうと。農業委員には言わないで事務局に勝手に東京から来られたから、その日に帰られるので、手続きしてあげなければならないと、そのときは急に〇〇さんが呼ばれて行かれました。要するに、あとからの説明にしている。東京から来られることは事前に教えてもらえば、総会にかけますのでというようなことならしいですが。もうしてしまいましたということで、総会にかけたらそのとき少し問題になりました。さっき会長も言われましたが、ひと期間の契約の間、米、麦、玉葱の場合はプロの農家ではないのでなかなか出来ないし、蓮根を作る若い人が増えているので、そこらへんをもう少し賃貸借の時にきちんとしてもらったほうがいいと思う。

議長 他に何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。議案番号第 76 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 76 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 77 号～議案番号第 85 号 =

議長 続きまして「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 77 号から議案番号第 85 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、6.農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 77 号。申出農地は、大字遠江字二本松〇〇番、田 4,585 ㎡。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字廿治〇〇番地、〇〇さんです。

議案番号第 78 号。申出農地は、大字廿治字吉村谷〇〇番、田 4,999 ㎡。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地、〇〇さんです。

議案番号第 79 号。申出農地は、大字築切字杉〇〇番、田 8,596 ㎡、大字新拓〇〇番、田 2,949 ㎡、計 6,545 ㎡。両筆とも農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地、〇〇さんです。

議案番号第 80 号。申出農地は、大字遠江字八平〇〇番、畑 3,666 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地、〇〇さんです。

議案番号第 81 号。申出農地は、大字福富字福田搦〇〇番、田 6,436 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地、〇〇さんです。

議案番号第 82 号。申出農地は、大字遠江字五本松〇〇番、田 3,837 m²、大字遠江字御大典搦〇〇番、田 1,887 m²、同じく〇〇番、田 2,729 m²、計 8,453 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字遠江〇〇番地、〇〇さんです。

議案番号第 83 号。申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 4,007 m²、同じく〇〇番、畑 4,648 m²、合計 8,655 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字八平〇〇番地、〇〇さんです。

議案番号第 84 号。申出農地は、大字牛屋字二本谷〇〇番、田 730 m²、同じく〇〇番、田 1,094 m²。大字牛屋字権太左エ門〇〇番、田 4,212 m²、大字戸ケ里字新田〇〇番、田 2,487 m²、計 8,523 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、鹿島市大字森〇〇番地、〇〇さんです。

議案番号第 85 号。申出農地は、大字新拓〇〇番、田 4,424 m²、同じく〇〇番、田 4,450 m²、合計 8,874 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、神崎市神崎町尾崎〇〇番地、〇〇さんです。

以上、議案第 77 号から議案第 85 号まで 9 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第 77 号から議案番号第 85 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 77 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 78 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 79 号。

〇番 築切が〇番と〇番委員でお願いします。
新拓が〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 80 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 81 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 82 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。3 つともです。

議長 議案番号第 83 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 84 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 4 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 85 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。2 つともです。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 77 号は○番○○委員と○番○○委員、78 号は○番○○委員と○番○○委員、79 号は築切が○番○○委員と○番○○委員、新拓が○番○○委員と○番○○委員、80 号は○番○○委員と○番○○委員、81 号は○番○○委員と○番○○委員、82 号は○番○○委員と○番○○委員、3 つともですね。83 号は○番○○委員と○番○○委員、2 つともですね。84 号は○番○○委員と○番○○委員、85 号は○番○○委員と○番○○委員、2 つともですね。それでは担当の職員を言わせていただきます。

事務局長 議案番号 77 号と 78 号が〇〇、79 号と 80 号が〇〇、81 号が〇〇、82 号が〇〇、83 号が〇〇、84 号が〇〇、85 号が〇〇になっております。以後の連絡調整につきましては担当者へお願いしたいと思っております。

議長 それでは、あつせん委員になられた方、よろしく願います。

＝ 議案番号第 86 号 ＝

議長 続きまして、7.「農業委員会促進事務等活動計画（案）の承認について」、議案番号第 86 号事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 86 号、農業委員会促進事務等活動計画（案）の承認について説明します。

別紙のほうに、議案番号 86 番、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を載せています。そちらのほうをご覧ください。重要なものだけ読み上げて説明させていただきます。

1 番の法令事務に関する点検ですが、農業委員会総会の開催及び議事録の作製についてです。総会等の開催日、公開である旨の周知状況については公開をしております。町のホームページや農業委員会だよりで周知をしております。次に 2 番の総会等の議事録については作製をしております。4 週間ほどかかって作っております。3 番の議事録の内容については、詳細なものを作製しております。4 番の議事録の公表につきましては、現在、事務局の縦覧と町のホームページで公表しています。

次に 2 ページ目、事務に関する点検です。(1)農地法第 3 条に基づく許可事務につきましては、1 年間の処理件数は 44 件あります。このうち許可も 44 件です。次に(2)農地転用に関する事務ですが、1 年間に 54 件の転用を受け付けております。

続きまして、3 ページの、(3)農地所有適格法人からの報告への対応につきまして、現在、管内の農地所有適格法人は 15 法人あります。最近、北明、南明、六角が追加されまして、15 法人になっております。

次に(4)の情報の提供等について、賃貸借情報の調査・提供です。こちらのほうは調査対象、通常利用権設定を 732 件調査しています。こちらは農業委員会だよりやホームページに公表しております。農地の権利移動等の状況ですが、こちらも利用権設定の 732 件を使って公表しております。農地基本台帳の整備ですが、現在、整備対象農地のほうは農地システムを使いまして、5,883ha が農地として登録されております。

続きまして、4 ページ目ですが、法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価です。こちらは、管内の農地の面積が 5,883ha ということで、遊休農地は現在

ゼロということで報告をさせていただきます。平成 29 年度の目標としましても現在、実績も 0ha に挙げさせていただいております。次に、3 番の 2 の目標の達成に向けた活動ですが、活動計画は農地の利用状況調査のため、農地パトロールを実施していただいております。調査の実施時期につきましては、7 月から 8 月、2 月から 3 月と年 2 回行う予定にしております。調査員数は 85 人予定しております。10 月、3 月に調査結果の取りまとめをしております。活動の実績については、今回、農業委員さんの改選がありましたので、8 月から 9 月と 2 月か 3 月に農地パトロールを行い、調査員数としましては 85 名で農業委員さんと職員の協力をいただきました。取りまとめ時期としまして 9 月から 11 月と 3 月に行って、翌月に報告をしております。

5 ページ目ですが、促進等事務に関する評価ということで、認定農業者等担い手の育成及び確保です。現状は、農家数は 1,762 戸、うち主業農家数は 717 戸、農地所有適格法人が 15 法人あります。認定農業者数は、545 経営。(2)平成 29 年度の目標及び実績は、目標として認定農業者を 10 経営でしたが、実績としまして 24 経営、新規の方が入っていただきました。特定農業団体はありませんでした。次の(3)の平成 29 年度の目標の達成に向けた活動ですが、関係機関と連携と図りながら、掘り起し等を行い農業委員会だより等により普及に努めることとしていきます。活動実績も同じように、農業委員会だより等を活用しながら制度の普及を行っております。

続きまして 6 ページ目、2 の担い手への農地の利用集積につきまして、こちらのほうは、農業振興課の資料に基づき作成しております。(1)管内の現状は、管内の耕地面積が 5,910ha、農地集積面積は 5,537.9ha、集積率は 93.7%となっております。次に(2)平成 29 年度の目標及び実績ですけど、目標は 5,718ha の予定でしたが、実績は 5,537.9ha でした。達成率は 97%となっております。

次に 7 ページ目ですが、3.違反農地転用への適正な対応は、管内の農地面積は 5,883ha ありますが、違反転用面積は当初から 0ha というふうに出させていただいております。農地パトロール等で確認をしたうえで、こちらのほうは、数字をあげています。

8 ページ目ですが、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)となります。農業委員会の状況です。こちらのほうは、農林業センサスに基づいて記入をしております。総農家数は 1,762 戸、自給的農家数は 149 戸、販売農家数は 1,613 戸となっております。主業農家数は 717 戸、準主業農家数は 346 戸、副業的農家数は 550 戸です。農業者数としまして、農業就業者数は 3,149 人、そのうち女性は 1,545 人、40 代以下は 251 人となっております。次に認定農業者数ですが、こちらは農業振興課の資料に基づき作成させていただいております。認定農家数は 545 経営体、基本構想水準達成者 250 経営体、認定新規就農者 42 経営体、農業参入法人はゼロです。集落営農経営につきましては 31 経営で、集落営農組織が 31 経営となっております。耕作面積につきましては、田 5,082ha、畑 487ha で合計が 5,570ha です。経営耕地面積は田が 4,732ha、畑が 344ha、普通畑 343ha、牧草畑が 1ha、樹園地が 18ha で合計が 5,096ha。遊休農地面積はゼロです。農地

台帳面積は、田が 5,210ha、畑が 673ha、普通畑が 673ha で合計が 5,883ha となっております。2 番の農業委員会の現在の体制につきましては、任期が平成 32 年 7 月 19 日までとなっております。農業委員数としましては定数 37 名、実数 37 名です。内容としては以下のとおりとなっております。

続きまして 9 ページですが、担い手への農地の利用集積、集約化です。こちらのほうも農業振興課の資料に基づき、現状の管内の農地面積は 5,910ha、これまでの集積面積は 5,537.9ha、集積率は 93.7% になっております。

2 番、平成 30 年度の目標及び活動計画ですが、目標としましては集積面積 5,566ha で、そのうち新規集積面積は 10ha です。目標設定の考え方としては、白石町は 90% 以上超えていますので、集積面積の 0.5% の増加を計画しております。

次に、3 番の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、新規参入の状況ですが、27 年度は 3 経営体が新規参入されて、取得された農地面積が 5.8ha 取得されております。28 年度の新規参入はありませんでした。29 年度は 3 経営体が新規参入されて、取得された農地面積が 2.6ha 取得されております。

2 番の 30 年度の目標及び活動計画ですが、参入目標数は 3 経営体、面積は 1.5ha を目標としております。

次に 10 ページ、遊休農地に関する措置です。こちらの現状としまして、管内の農地面積は 5,883ha、遊休農地はゼロにして行きたいと思っています。2 番の 30 年度の目標及び活動計画としましては、遊休農地の発生を防止するという事で、調査人数が 83 人、調査実施時期は 7 月から 8 月、2 月から 3 月の年 2 回、調査結果取りまとめ時期は 9 月から 11 月、3 月にしていきたいと思っています。

次に、違反転用への適正な対応ですけれども、農地面積は 5,886ha、違反転用面積はゼロになっております。30 年度の活動計画ですけど、農地パトロールと情報交換会等で対応をしたいと思っています。

以上内容について説明させていただきました。計画（案）につきましては、本総会で承認していただけますと、最初に申したとおり 1 ヶ月の公表期間を踏まえまして、改めて 6 月総会において委員会の活動計画として、決議をいただき県と国に報告するものです。また町のホームページに掲載することになっております。

以上をもちまして、説明を終わります。

議長 　　ただいま、説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ありませんか。

○番 　　○番の〇〇です。農業委員の現在の体制についてですが、8 ページの新制度に基づく農業委員会で、農業委員の中立委員というのは〇〇さんのことですか。

事務局 　　〇〇委員さんは、農地を持っていらっしゃいませんので、中立委員としております。

○番 　　そういうふうに理解していいですね。わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。議案番号第 86 号賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 86 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 形状変更届出について
- ③ 白石町賃借料情報について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第 5 回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農地パトロールの結果報告について
- ③ その他
 - ・農業委員会だよりについて
 - ・農業者年金の加入推進特別研修会について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 37 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員